

第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 5 月 9 日

企画振興部市町村課長

1 業務の概要

(1) 業務名

第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務

(2) 業務の目的

今夏に執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙において、ポスターやテレビスポット等の啓発事業を統一したコンセプトで実施することにより、広く投票日や公明かつ適正な選挙の重要性の周知と投票参加の呼びかけを行うとともに、若年層を含めた多くの有権者に投票参加してもらえるよう効果的な啓発を行うことを目的とします。

(3) 業務内容

- ア ポスター制作
- イ テレビ・ラジオスポット CM 制作
- ウ データ制作
- エ 若者向け CM 動画による広告
- オ テレビ・ラジオスポット CM 放送及び外映像広告
- カ 映画館幕間広告
- キ 交通広告
- ク インターネットを活用した広告

(4) 仕様等

別添「第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務 仕様書（案）」のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 企画提案の考え方、コンセプト
- イ ポスターのデザイン等
- ウ テレビ・ラジオスポット CM、若者向け CM 動画の構成、内容等
- エ インターネットを活用した広告の内容等
- オ 事業に要する経費、事業実施体制、事業スケジュール等

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限（今後決定される選挙日程等により変更する場合があります。）

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ア ポスター制作 | 契約日から令和 7 年 6 月 26 日まで |
| イ テレビ・ラジオスポット CM 制作 | 契約日から令和 7 年 6 月 26 日まで |
| ウ データ制作 | 契約日から令和 7 年 6 月 12 日まで |

エ 若者向けCM動画による広告	契約日から令和7年7月20日まで
オ テレビ・ラジオスポットCM放送及び外映像広告	令和7年7月3日から7月20日まで
カ 映画館幕間広告	令和7年7月3日から7月19日まで
キ 交通広告	令和7年7月3日から7月20日まで
ク インターネットを活用した広告	令和7年7月3日から7月20日まで

(8) 費用の上限額

15,648,930 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) ポスター制作、テレビ・ラジオスポットCM制作について、過去5年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第1号によること。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第1号の附表によること。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県企画振興部市町村課選挙係 (担当) 小林 (大)
電 話 : 026-235-7069 (直通) F A X : 026-232-2557
E-mail : senkan@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和7年5月15日(木) 午後5時(必着)

(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。
以下同じ。】

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに市町村課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)ア)の3日前までに、書面により市町村課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により市町村課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所

3（４）に同じ。

(2) 受付期限

令和7年5月20日（火）午後5時（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法

業務等質問書（様式第2号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法

市町村課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年5月22日（木）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第3号によること。

(2) 添付書類

ア 企画書（任意様式（A4判））

イ 経費見積書（様式第4号）

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(3) 留意事項

ア 企画書は、ポスター制作、テレビ・ラジオスポットCM制作、若者向けCM動画制作、インターネットを活用した広告について作成してください。なお、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現とし、おおむね次の項目順に従って記載してください。

【企画書の構成】

1	基本事項	企画提案の全体的な考え方やコンセプト
2	各業務の内容	各業務のコンセプトや構成、効果等 ① ポスター制作 ② テレビ・ラジオスポットCM制作 ③ 若者向けCM動画制作 ④ インターネットを活用した広告 ※CMや動画等のコンテンツは、シナリオや4コマ程度の絵コンテを用いてイメージが想起できるようにしてください。
3	実施スケジュール	・上記1（3）すべての業務の実施スケジュール
4	その他	

イ 別に定める仕様書（案）に示す内容を反映させるとともに、(6)の選定基準を参考としてください。

ウ 企画提案の内容は、公正・公平な選挙啓発イメージを損なわないものとし、公職にある者、立候補予定者及び特定政党等を連想させるような人物、文言、象形、色彩、記号等は使用しないようにしてください。

エ 企画提案書と同時に、仕上がりがわかるB2判縦型のポスターを提出してください。

オ 経費見積書には、選挙ごと、上記1（3）すべての業務について、個別に記載してください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3 (4) に同じ。
- イ 受付期限 5 (2) に同じ。
- ウ 受付方法 5 (3) に同じ。
- エ 回答方法

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては、FAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和7年5月26日(月)正午(必着)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先

3 (4) に同じ。

ウ 提出部数

8部(原本1部、写し7部)

エ 提出方法

持参とすること。

(6) 企画提案の選定基準

委託契約候補者の選定に当たっては、「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務企画提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が、本実施公告及び仕様書(案)で定める条件等を満たしていることを前提として、別添「選定基準」に定める観点で審査を行います。

(7) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の選定に当たっては、審査委員会を設置し、提案書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

イ プレゼンテーションの実施日時及び場所等(予定)

① 日 時

令和7年5月27日(火)

② 場所

長野県庁

③ 所要時間等

プレゼンテーション:10分以内、構成員による質疑:約5分

プレゼンテーションの順番はくじにより決定することとし、上記6の企画提案書提出時にくじを引いていただきます。なお、各社の開始予定時刻は別途連絡します。

ウ 評価項目を5段階で点数化し、各構成員の評価結果を集計し、その評価点の合計が最も高い提案者を委託契約候補者として選定します。ただし、評価点の合計が満点の6割未満の場合は、選定しません。

なお、評価点の最も高い者が同点で2人以上ある場合は、審査委員会の協議により候補者と次点者を選定します。

エ プレゼンテーションは提出していただいた上記6の企画提案書により行っていただきますが、パソコン等を利用することも可とします(パワーポイントによる説明やCM動画の上映など)。利用する場

合は、企画提案書提出時にその旨を申し出るとともに、当日はパソコンを持参してください（スクリーン・プロジェクターはこちらが用意します。）。

オ 企画提案の内容について、明らかに公正・公平性を欠くものは、その提案を審査対象外とすることがあります。その場合は、事前に提出者に連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により市町村課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により市町村課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、市町村課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8) イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により市町村課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付時間 上記アの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「委託契約書 (案)」のとおり。

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書により市町村課長に対して提出するものとします。

(2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出して

ください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、市町村課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県企画振興部市町村課選挙係 (担当) 小林 (大) 電 話 : 026-235-7069 (直通) F A X : 026-232-2557 E-mail : senkan@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて、参加申込に関する照会を行う場合があります。

- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

- (5) 委託業者決定後、業務委託契約の期間中、仮に衆議院の解散により衆議院議員総選挙となった場合は、これにかかる業務を追加等し、変更契約又は別途随意契約を行う可能性があります。